

【添付資料：気候変動と人権に関する補足説明】

「ビジネスと人権」への対応 詳細版 - 法務省 P34 からの引用

企業が自らの事業活動において環境を破壊したり、大気・土壌の汚染や水質の汚濁を引き起こしたりするなどして、地域住民の「良い環境を享受し健康で快適な環境の保全を求める権利」を奪うこと 環境破壊や地球温暖化を加速させることが明らかな事業などに対し資金の提供を行うことを通じて、人権の侵害を助長すること

(参照) 日本国憲法第 13 条、第 25 条／国連指導原則 報告フレームワーク実施要領 日本語版

■ 企業活動に関連する人権に関するリスクの事例

- ・ 火災や化学物質の流出などの産業事故の発生により、人命を危険に晒すとともに、周辺の環境を破壊し大気・土壌汚染 や水質汚濁を生じさせる
- ・ 調達の過程において森林破壊や森林火災を引き起こしたり、違法伐採されたりした木材を事業活動に使用する
- ・ 自然分解されない資源を活用した製品が消費者により投棄され、海洋へ流出するなどして環境汚染を引き起こす

・再生エネルギー開発などの際に事業地の環境を破壊し、また近隣住民を土砂災害などのリスクに晒す

・銀行や機関投資家などが環境破壊や地球温暖化を加速させる事業に対し投融資を行う

■連載：企業と人権、その先へ（3）

オランダ最高裁「政府には気候危機から国民を守る義務がある」 ■

ーオルタナからの引用

5月26日、オランダ・ハーグの裁判所は、英国・オランダ系石油大手ロイヤル・ダッチ・シェル社（RDS社）の現在の温室効果ガス削減目標が十分ではないとして、2030年までに2019年に比べて、RDS社のグローバルでの排出量を45%削減するように命じる画期的な判決を出した。（佐藤 暁子・弁護士）

オランダと気候変動という切り口では、実は、オランダ最高裁が2019年12月にも、国家が2020年までに1990年比で25%削減すべき責任を負うことを認める内容で、これも大変画期的な判決を既に出している。

この二つの判決は、気候変動に関し、国家と企業という重要なアクターそれぞれに対する責任を論じたものだが、共通しているのは、気候変動が及ぼす人権へのリスクに着目した点である。